

決済用普通預金規定

【決済用普通預金に関する特約】

決済用普通預金に関しては、普通預金・貯蓄預金共通規定、普通預金規定（第2条を除きます）に加え、この特約を適用します。普通預金を決済用普通預金に変更した場合も同様とします。

1. （利息）

決済用普通預金には利息をつけません。

2. （普通預金への変更）

決済用普通預金を普通預金に変更する場合は、当組合所定の手続きをしてください。

以上

2020年4月1日 改定